

令02原機(青)067
令和3年2月10日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センター

原子力第1船原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更許可を申請します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター
原子力第1船原子炉施設保安規定の変更
変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおり。

なお、変更の内容の詳細は、別添に示す。

1. 変更の内容

(1) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度を定める告示の一部改正に伴う変更

① 第2編別表第7について、眼の水晶体の等価線量に係る線量限度を変更する。

(2) 放射線作業に係る記載の適正化

① 第2編別表第6について、放射線作業届の提出に係る基準値を変更する。

② 第2編別表第18について、放射線業務従事者に係る警戒線量を変更する。

2. 変更の理由

(1) 線量告示の一部改正に伴い、眼の水晶体の等価線量が変更されるため。

(2) 放射線作業の管理の適正化を図る。

3. 施行期日

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

別添

現 行	変 更 案	備 考
<p data-bbox="537 625 937 657">原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="655 1388 819 1419">令和3年2月</p> <p data-bbox="486 1570 988 1644">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター</p>	<p data-bbox="1567 625 1967 657">原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1685 1388 1849 1419">令和 年 月</p> <p data-bbox="1516 1570 2018 1644">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター</p>	<p data-bbox="2294 1388 2487 1419">改訂年月の修正</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p style="text-align: center;">原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> 17(規程)第11号 平成17年8月12日 </div> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成17年8月12日 17(規程)第11号 平成18年3月13日 18(規程)第7号 平成18年10月24日 18(規程)第54号 平成19年3月12日 19(規程)第1号 平成19年8月14日 19(規程)第41号 平成25年10月23日 25(規程)第19号 平成26年3月25日 25(規程)第79号 平成28年1月26日 27(規程)第102号 平成28年3月7日 27(規程)第113号 平成29年2月28日 28(規程)第74号 平成30年3月9日 29(規程)第113号 平成30年3月13日 29(規程)第115号 令和2年11月17日 令02(規程)第58号</p> <p>総目次</p> <p>第1編 総 則</p> <p>第2編 放射線管理</p> <p>第3編 原子炉施設の管理</p>	<p style="text-align: center;">原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> 17(規程)第11号 平成17年8月12日 </div> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成17年8月12日 17(規程)第11号 平成18年3月13日 18(規程)第7号 平成18年10月24日 18(規程)第54号 平成19年3月12日 19(規程)第1号 平成19年8月14日 19(規程)第41号 平成25年10月23日 25(規程)第19号 平成26年3月25日 25(規程)第79号 平成28年1月26日 27(規程)第102号 平成28年3月7日 27(規程)第113号 平成29年2月28日 28(規程)第74号 平成30年3月9日 29(規程)第113号 平成30年3月13日 29(規程)第115号 令和2年11月17日 令02(規程)第58号 <u>令和〇年〇月〇日 令〇(規程)第〇号</u></p> <p>総目次</p> <p>第1編 総 則</p> <p>第2編 放射線管理</p> <p>第3編 原子炉施設の管理</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">改正年月日の追記</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																																				
<p>第1編 総則 (省略)</p> <p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1条～第50条 (省略)</p> <p>別表第1～別表第5 (省略)</p>	<p>第1編 総則 (変更なし)</p> <p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1条～第50条 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第5 (変更なし)</p>																																					
<p>別表第6 放射線作業届の提出に係る基準 (第20条関係)</p> <table border="1" data-bbox="305 795 1169 1249"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注1)</td> <td>実効線量</td> <td>1 mSv (注2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体 <u>5</u> mSv</td> </tr> <tr> <td>皮 膚 <u>15</u> mSv</td> </tr> <tr> <td>作業区域内の線量当量率</td> <td colspan="2">10 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>作業区域内空气中の放射性物質の濃度 (8時間平均)</td> <td colspan="2">線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空气中放射性物質の濃度限度の値</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊作業で線量の推定が困難なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 値		1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注1)	実効線量	1 mSv (注2)	等価線量	眼の水晶体 <u>5</u> mSv	皮 膚 <u>15</u> mSv	作業区域内の線量当量率	10 mSv/h		作業区域内空气中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空气中放射性物質の濃度限度の値		特殊作業で線量の推定が困難なもの			<p>別表第6 放射線作業届の提出に係る基準 (第20条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1335 795 2199 1249"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注1)</td> <td>実効線量</td> <td>1 mSv (注2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体 <u>1</u> mSv</td> </tr> <tr> <td>皮 膚 <u>10</u> mSv</td> </tr> <tr> <td>作業区域内の線量当量率</td> <td colspan="2">10 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>作業区域内空气中の放射性物質の濃度 (8時間平均)</td> <td colspan="2">線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空气中放射性物質の濃度限度の値</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊作業で線量の推定が困難なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 値		1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注1)	実効線量	1 mSv (注2)	等価線量	眼の水晶体 <u>1</u> mSv	皮 膚 <u>10</u> mSv	作業区域内の線量当量率	10 mSv/h		作業区域内空气中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空气中放射性物質の濃度限度の値		特殊作業で線量の推定が困難なもの			<p>水晶体等価線量限度変更に伴う変更 皮膚等価線量基準値変更</p>
区 分	基 準 値																																					
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注1)	実効線量	1 mSv (注2)																																				
	等価線量	眼の水晶体 <u>5</u> mSv																																				
		皮 膚 <u>15</u> mSv																																				
作業区域内の線量当量率	10 mSv/h																																					
作業区域内空气中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空气中放射性物質の濃度限度の値																																					
特殊作業で線量の推定が困難なもの																																						
区 分	基 準 値																																					
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注1)	実効線量	1 mSv (注2)																																				
	等価線量	眼の水晶体 <u>1</u> mSv																																				
		皮 膚 <u>10</u> mSv																																				
作業区域内の線量当量率	10 mSv/h																																					
作業区域内空气中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空气中放射性物質の濃度限度の値																																					
特殊作業で線量の推定が困難なもの																																						
<p>注1) 定常的な作業の場合は除く。</p> <p>注2) 本人の申出等によりその者の所属する課長を経て所長が妊娠の事実を知った女子を除く。</p>	<p>注1) 定常的な作業の場合は除く。</p> <p>注2) 本人の申出等によりその者の所属する課長を経て所長が妊娠の事実を知った女子を除く。</p>																																					

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																																																
<p>別表第7 放射線業務従事者に係る線量限度（第23条、第45条関係）</p> <table border="1" data-bbox="281 346 1196 789"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>皮膚</th> <th>眼の水晶体</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 mSv</td> <td>500 mSv/年</td> <td><u>150 mSv</u>/年</td> <td>本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間につき 2 mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子を除く。</p> <p>別表第8～別表第17 (省略)</p> <p>別表第18 放射線業務従事者に係る警戒線量（第45条関係）</p> <table border="1" data-bbox="290 1058 1187 1407"> <thead> <tr> <th colspan="2">線量区分</th> <th>警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実効線量</td> <td>13 mSv/3月 注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>40 mSv</u>/3月</td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>130 mSv/3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>1 mSv/期間中 注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>注2) 期間中とは、その者の所属する課長を経て所長に妊娠を申し出た時から出産までの間をいう。</p> <p>別記様式第1～別記様式第4 (省略)</p> <p>別図第1(その1)～別図第2 (省略)</p>	実効線量限度	等価線量限度			皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面	(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 mSv	500 mSv/年	<u>150 mSv</u> /年	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間につき 2 mSv	線量区分		警戒線量	実効線量		13 mSv/3月 注1)	等価線量	眼の水晶体	<u>40 mSv</u> /3月	皮膚	130 mSv/3月	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)	<p>別表第7 放射線業務従事者に係る線量限度（第23条、第45条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1311 346 2226 789"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>皮膚</th> <th>眼の水晶体</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 mSv</td> <td>500 mSv/年</td> <td><u>(1)100 mSv</u> <u>/5年</u> <u>(2)50 mSv</u> <u>/年</u></td> <td>本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間につき 2 mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子を除く。</p> <p>別表第8～別表第17 (変更なし)</p> <p>別表第18 放射線業務従事者に係る警戒線量（第45条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1320 1058 2217 1407"> <thead> <tr> <th colspan="2">線量区分</th> <th>警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実効線量</td> <td>13 mSv/3月 注1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>13 mSv</u>/3月</td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>130 mSv/3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>1 mSv/期間中 注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>注2) 期間中とは、その者の所属する課長を経て所長に妊娠を申し出た時から出産までの間をいう。</p> <p>別記様式第1～別記様式第4 (変更なし)</p> <p>別図第1(その1)～別図第2 (変更なし)</p>	実効線量限度	等価線量限度			皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面	(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 mSv	500 mSv/年	<u>(1)100 mSv</u> <u>/5年</u> <u>(2)50 mSv</u> <u>/年</u>	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間につき 2 mSv	線量区分		警戒線量	実効線量		13 mSv/3月 注1)	等価線量	眼の水晶体	<u>13 mSv</u> /3月	皮膚	130 mSv/3月	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)	<p>水晶体等価線量限度変更に伴う変更</p> <p>水晶体等価線量限度変更に伴う変更</p>
実効線量限度		等価線量限度																																																
	皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面																																															
(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 mSv	500 mSv/年	<u>150 mSv</u> /年	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間につき 2 mSv																																															
線量区分		警戒線量																																																
実効線量		13 mSv/3月 注1)																																																
等価線量	眼の水晶体	<u>40 mSv</u> /3月																																																
	皮膚	130 mSv/3月																																																
	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)																																																
実効線量限度	等価線量限度																																																	
	皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面																																															
(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 mSv	500 mSv/年	<u>(1)100 mSv</u> <u>/5年</u> <u>(2)50 mSv</u> <u>/年</u>	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間につき 2 mSv																																															
線量区分		警戒線量																																																
実効線量		13 mSv/3月 注1)																																																
等価線量	眼の水晶体	<u>13 mSv</u> /3月																																																
	皮膚	130 mSv/3月																																																
	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)																																																

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
第3編 原子炉施設の管理 (省略)	第3編 原子炉施設の管理 (変更なし) <u>附 則</u> <u>この規定は、令和3年4月1日から施行する。</u>	附則の追加